

執行機関の附属機関に関する条例

昭和 28 年 4 月 1 日

条例第 35 号

執行機関の附属機関に関する条例をここに公布する。

執行機関の附属機関に関する条例

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

以下省略